

中部運輸局自動車交通部

令和3年1月26日 14時00分 発表

〈お問い合わせ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

畑、平井 TEL 052-952-8038

中部運輸局 愛知運輸支局 輸送・監査担当

宮川、岡本 TEL 052-351-5313

トラック事業者を事業停止

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法に違反した下記事業者に対し、事業の停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分対象事業者及び営業所

事業者名：ワンツーランド 株式会社

住所：愛知県名古屋市中川区打中1-9

営業所名：名古屋営業所

営業所所在地：愛知県名古屋市中川区打中1-9

2. 行政処分等の概要

処分日：令和3年1月26日

処分内容：① 貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく、事業停止30日間及び事業用自動車の使用停止76日間並びに文書警告

② 貨物自動車運送事業法第23条の規定に基づく、輸送の安全確保命令（注）

3. 監査端緒等

中部運輸局の改善指導に応じないことを理由に監査を実施したもの

4. 監査結果（主な法令違反内容及び違反条項）

- ① 認可を受けないで、自動車車庫の位置を変更していた。
（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号）
- ② 整備管理者を選任していなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2）
- ③ 事業用自動車の日常点検を実施していなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2）
- ④ 事業用自動車について、定期点検整備（3ヶ月点検）を実施していなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2）
- ⑤ 点呼の実施が不適切であった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項）
- ⑥ 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）
- ⑦ 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）

※ その他の軽微な違反事項を含め、合計で15項目の違反があった。

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況（中部運輸局管内）

当該行政処分により付された違反点数 38点
当該事業者が付された累積違反点数 38点

以上

（注） 「輸送の安全確保命令」とは、貨物自動車運送事業法第23条に規定される「貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令」で、必要な措置が講じられない場合、事業の許可が取り消されることがあります。